

市民後見啓発講演会

後見活動はだれでもできる

あんしんな暮らしの お手伝い

～北九州市社会福祉協議会
権利擁護・市民後見センター「らいと」の取組み～

入場無料 手話通訳・要約筆記あり

8/5
Sunday

北九州市社会福祉協議会
権利擁護・市民後見センターらいと次長

講師 南里 佳代子氏

同センター 法人後見支援員

高松 直子氏

会場 益田市総合福祉センター大集会室
(益田市須子町3-1 益田市総合福祉センター内)

※ 当日会場でフードバンクの提供品の募集も行いますので
ぜひご協力をお願いします。

13:30～15:30
(開場13:00)



主催：益田市社会福祉協議会
共催：益田・鹿足成年後見センター

問い合わせ先：電話 0856-22-7256 / FAX 0856-23-4177

「成年後見制度」とか、「市民後見人」とか、言葉は知ってるけどイメージしにくいんですよね。

成年後見制度について、判断能力が不十分な方の支援をする制度だということは、かなり知られるようになりました。

ところが、では成年後見人の仕事、となると「金銭管理」面ばかりの印象が強くて、とても大切な「身上監護」のこと、なにより「そのひとの意思を最優先としたうえで、そのひとの代理人として、そのひとの幸せを考える」ということがなかなか理解されづらいのです。ましてや、市民後見人となると、とても大変そうというイメージが強くて、実際どんな活動をしているのかわからないか想像することが難しいと思われれます。

だったら、いま実際に

後見人として活動している人に聞いてみたらいいんじゃない。

北九州市は早くから成年後見活動に取り組んできた実績のあるところです。

この講演会では、法人として成年後見人を受任している権利擁護・市民後見センターらいと（北九州市社会福祉協議会）次長・南里佳代子さんと、同センターで法人後見支援員として実際の後見活動をされている高松直子さんのお二人に、後見人としての心構えや後見人をしていてよかったこと、大変だったことなどをおうかがいします。

誰もみな、いつ成年後見制度と関わることになるかわかりません。

自分が、家族が、知人がもし判断能力が不十分になったとき、いったい何ができるのか、本講演会がそれを考えるきっかけになったら幸いです。

8/23(木)から開催される市民後見人養成講座にもぜひご参加くださいね!



問い合わせ先

〒698-0036 益田市須子町3-1 益田市総合福祉センター内 益田市社会福祉協議会

TEL : 0856-22-7256

FAX : 0856-23-4177

平成30年度 市民後見啓発講演会申込書

下記、必要事項をご記入のうえ、平成30年7月31日(火)までに益田市社会福祉協議会（本所・美都支所・匹見支所）またはお近くの地区振興センターまでご持参いただくか、FAXでお送りください。また、電話でのお申込みも受付いたします。

氏名	連絡先番号		
手話通訳	必要	要約筆記	必要
<small>手話通訳・要約筆記について座席のご用意をいたしますので、必要な方は○をつけてください。</small>			
※ 成年後見制度や市民後見について何か聞きたいこと等がありましたらご自由にお書きください。			

今回ご記入いただいた内容は本講演会の運営においてのみ使用し、その他の目的で使用することはありません。